

左京区北部山間地域の将来像検討に向けたワークショップの実施業務
受託候補者選定委員会設置要綱

令和7年7月1日制定

(設置)

第1条 左京区北部山間地域の将来像検討に向けたワークショップの実施業務（以下「業務」という。）の委託に際し、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、左京区北部山間地域の将来像検討に向けたワークショップの実施業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 左京区地域力推進室長
- (2) 左京区地域力推進室左京の魅力づくり推進・山間地域振興課長
- (3) 文化市民局地域自治推進室北部山間振興担当課長
- (4) 産業観光局農林振興室林業振興課長

(審査事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 別に定める審査基準による受託候補者の決定に関する事項
- (2) その他必要な事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、左京区地域力推進室長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(委員の責務)

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、京都市が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第7条 委員会に係る庶務は、左京区地域力推進室が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から適用する。